

新潟県後期高齢者医療広域連合告示第20号

令和6年10月16日から新潟県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年2月27日新潟県市町村第1401号）第12条第1項及び第3項の規定に基づく広域連合長の当選人が定まる日の前日までの間、新潟県後期高齢者医療広域連合の公文書等の中に「新潟県後期高齢者医療広域連合長」とあるのは、「新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者」と、「新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸」とあるのは、「新潟県後期高齢者医療広域連合長職務代理者 新潟県後期高齢者医療広域連合副広域連合長 神田 一秋」と読み替える。

令和6年10月10日

新潟県後期高齢者医療広域連合長 磯田 達伸

